

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 商品カタログの損金算入時期

**Q** : 当社では、商品カタログを6か月に1回制作し、特約店等に無料で配布しています。この商品カタログの制作費は、支出時の損金としてよいでしょうか。

**A** : 継続適用を条件に、取得時の損金とすることが認められます。

### 【解説】

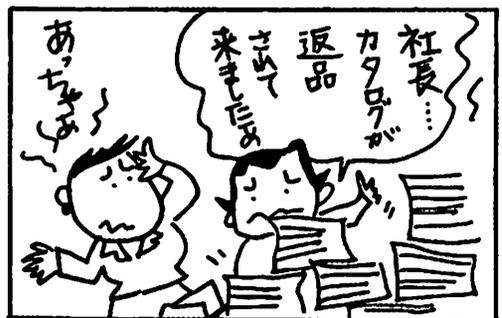
法人が制作する商品カタログは、広告宣伝用印刷物である消耗品として取り扱われます。

消耗品その他これに準ずる棚卸資産については、本来、期末での在庫数量を確認し、これにより測定される払出部分の原価を当期の損金として計算するというのが原則ですから、商品カタログの制作費は、これを特約店等に配布するなどの具体的な消費が行われたときに損金となります。

しかし、事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産（各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するものに限り）の取得費用を継続してその取得をした日の属する事業年度に損金に算入している場合は、これが認められます。

ご質問の場合、6か月に1回制作し、特約店等に無料で配布するとのことですから、取得の時点で損金算入が認められます。

なお、特約店等に有償で配布する商品カタログは、一種の商品と考えられますから、取得時にその制作費を損金算入することはできず、実際に配布したときに商品カタログ売上の原価として損金に算入することになります。



KIMIYO・I